

テロ対策マニュアル策定指針

(抜粋)

1. はじめに

不特定多数の人間や公共の建物、施設を攻撃し、社会生活を麻痺させるテロリズムは、市民生活や都市活動にとって新しい危機であり、社会基盤の一翼を担う水道は、その対策を十分検討しておく必要がある。

水道事業体は、水道施設にテロの発生が予見される場合には水道施設の警備等の強化を、テロが発生した場合には緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を、計画的かつ効率的に実施することが求められる。

テロに対して、このような諸活動を迅速・的確に行うためには、各々の水道事業体が規模・地域の特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。

テロ対策マニュアル策定指針は、中・小規模の水道事業体の中で、テロ対策マニュアルを作成していない事業体や作成済みであっても実働マニュアルとしては不完全である事業体を対象に、テロ発生時の応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる実働的なマニュアルを効率的に策定できるよう構成したものである。

2. テロ対策マニュアル策定指針の構成

テロ対策マニュアル策定指針は、以下のⅠ、Ⅱにより構成している。

I. テロ対策マニュアルの概要と作成方法

テロ対策マニュアルの構成、基本的な考え方等を説明するとともに、「Ⅱ. テロ対策マニュアル(例)」を基本とした作成方法を示している。

II. テロ対策マニュアル(例)

中・小規模の水道事業体を対象とした標準的なテロ対策マニュアル(例)を示している。

目 次

| | |
|---------------------------|------|
| I. テロ対策マニュアルの概要と作成方法..... | I-1 |
| 1. 総論..... | I-2 |
| 1.1 目的..... | I-2 |
| 1.2 用語の定義..... | I-2 |
| 1.3 テロ対策マニュアルの構成..... | I-4 |
| 1.4 テロの想定..... | I-6 |
| 2. 予防対策..... | I-7 |
| 2.1 予防対策の概要..... | I-7 |
| 2.2 水道施設の警備等..... | I-7 |
| 2.3 情報収集、連絡体制等の確立..... | I-8 |
| 2.4 水道施設のテロ対策..... | I-9 |
| 2.5 教育・訓練..... | I-9 |
| 3. 応急対策..... | I-10 |

| | |
|-------------------------|-------|
| II. テロ対策マニュアル(例) | II-1 |
| 1. 総論 | II-2 |
| 1.1 目的 | II-3 |
| 1.2 用語の定義 | II-4 |
| 1.3 テロ対策マニュアルの構成 | II-5 |
| 1.4 テロの想定 | II-5 |
| 2. 予防対策 | II-6 |
| 2.1 予防対策の概要 | II-7 |
| 2.2 水道施設の警備等 | II-7 |
| 2.3 情報収集、連絡体制等の確立 | II-8 |
| 2.4 水道施設のテロ対策 | II-10 |
| 2.5 教育・訓練 | II-10 |
| 3. 応急対策 | II-11 |

(参考資料)

| | |
|------------------------------------|-------|
| 参考資料 1 国内でのテロ事件発生に係る対応について | II-13 |
| (厚生労働省健康局水道課長通知 平成 15 年 12 月 15 日) | |
| 参考資料 2 飲料水健康危機管理実施要領について | II-14 |
| (平成 14 年 6 月 28 日 健水発第 0628001 号) | |

I. テロ対策マニュアルの 概要と作成方法

I. テロ対策マニュアルの概要と作成方法

1. 総論

1.1 目的

我が国を取り巻く安全保障環境は、国際テロ組織等の活動などの新たな脅威への対応が差し迫った課題となっている。そのため有事法制の整備が進められ、平成16年9月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が施行されている。

水道施設が水源等への毒物投入などのテロ攻撃を受けると国民の生命、健康の安全を脅かす事態となり、市民生活や都市活動を麻痺させることとなるため、このような破壊活動に対して、水道事業体は迅速かつ的確に対応する必要がある。

「平成16年度 水道の危機管理対策指針策定調査」において、水道事業体を対象に実施したアンケート調査によると、実働的なテロ対策マニュアルを策定している水道事業体は少なく、その作成手法の指導を求める意見が多くかった。

そのため、テロの発生が予見される場合には水道施設の警備等の強化を、テロが発生した場合には緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を、迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うことを目的として、「II. テロ対策マニュアル(例)」(以下、マニュアル例という)を作成した。

なお、水道給水対策本部の設置基準および個々の事項については、国民保護法に基づいて定められる都道府県および市町村の国民保護計画と整合していかなければならない。

1.2 用語の定義

テロ対策マニュアルに使用される用語の定義を明確にして、職員を含め関係者全員の意志疎通を図りやすくする。

本指針で使用している用語の定義は表-1のとおりであり、これらを参考にする。

表-1 用語の定義

| 区分 | 用語 | 定義 |
|---------------------------|---------------|---|
| テロ | テロ | <p>テロは次の場合をいう。</p> <p>①水道施設の物理的な破壊</p> <p>②水源域や水源、原水、浄水施設などに毒薬物を投入する B C テロ</p> <p>③監視制御システム等に対するサイバーテロ</p> |
| 市保 町護 村計 国画 民 | 市町村国民 保護計画 | <p>「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法) (平成 16 年 9 月施行)に基づき、国が定める基本指針に沿って、市町村が国民の保護のための措置の実施体制などを定めた計画。対象とする事態としては、N B C 攻撃※等の武力攻撃事態のほか、水源池に対する毒物等の投入などの緊急対処事態がある。</p> <p>※N B C は「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称。</p> |
| 対策 本部 | 水道給水 対策本部 | テロが発生あるいは発生のおそれがある場合に、市町村国民保護計画に基づく対策本部の組織下で水道施設の警備等の予防対策、応急給水、応急復旧等を目的として水道課等に設置される対策本部。 |
| 水道 事業 体 | 応援事業体 | テロによる被害が発生した場合、本市に対して応急給水、応急復旧等の応援を行う水道事業体。 |
| テロ 対策 | 予防対策 | テロ発生時の応急対策のための事前準備対策(ソフト対策)および水道施設の監視設備や毒薬物投入防止対策(ハード対策)等のテロ発生に備えた対策。 |
| | 応急対策 | テロ発生後、初動体制、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。 |
| | 初動体制 | テロ発生後、動員・配備した職員等により、初期の活動(情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等)を行う組織体制。 |
| | 応急体制 | 応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。 |
| | 応急給水 | テロにより断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。断水状況を把握した上で応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。 |
| | 応急復旧 | 通水回復に向けて実施する被害を受けた水道施設の修繕(復旧)。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い実施する。 |

1.3 テロ対策マニュアルの構成

この部分は、テロ対策マニュアルが、どのような内容で構成されているかを記述する部分である。

テロ対策マニュアルは、「1. 総論」、「2. 予防対策」、「3. 応急対策」から構成される。

「1. 総論」は、それぞれの事業体で水源水域の特徴と原水種別、浄水処理方法や管理体制が異なるため、個々の水道事業体で想定されるテロや被害想定について個別に検討し、テロ対策の基本となる事項をまとめる部分である。

「2. 予防対策」は、それぞれの水道事業体が事前に準備しておかなければならぬ予防対策を整理し、水道施設の警備、情報収集・連絡体制の確立、教育・訓練、水道施設のテロ対策等についてとりまとめる部分である。

「3. 応急対策」は、テロによる被害状況に応じて、迅速・的確な対応をとるための応急対策についてとりまとめる部分である。

テロによる被害としては、水質汚染、施設破壊等が考えられるが、これらに対しての他の危機管理対策マニュアルによる対応をまとめる。

テロ対策マニュアルの構成を、図-1に示す。

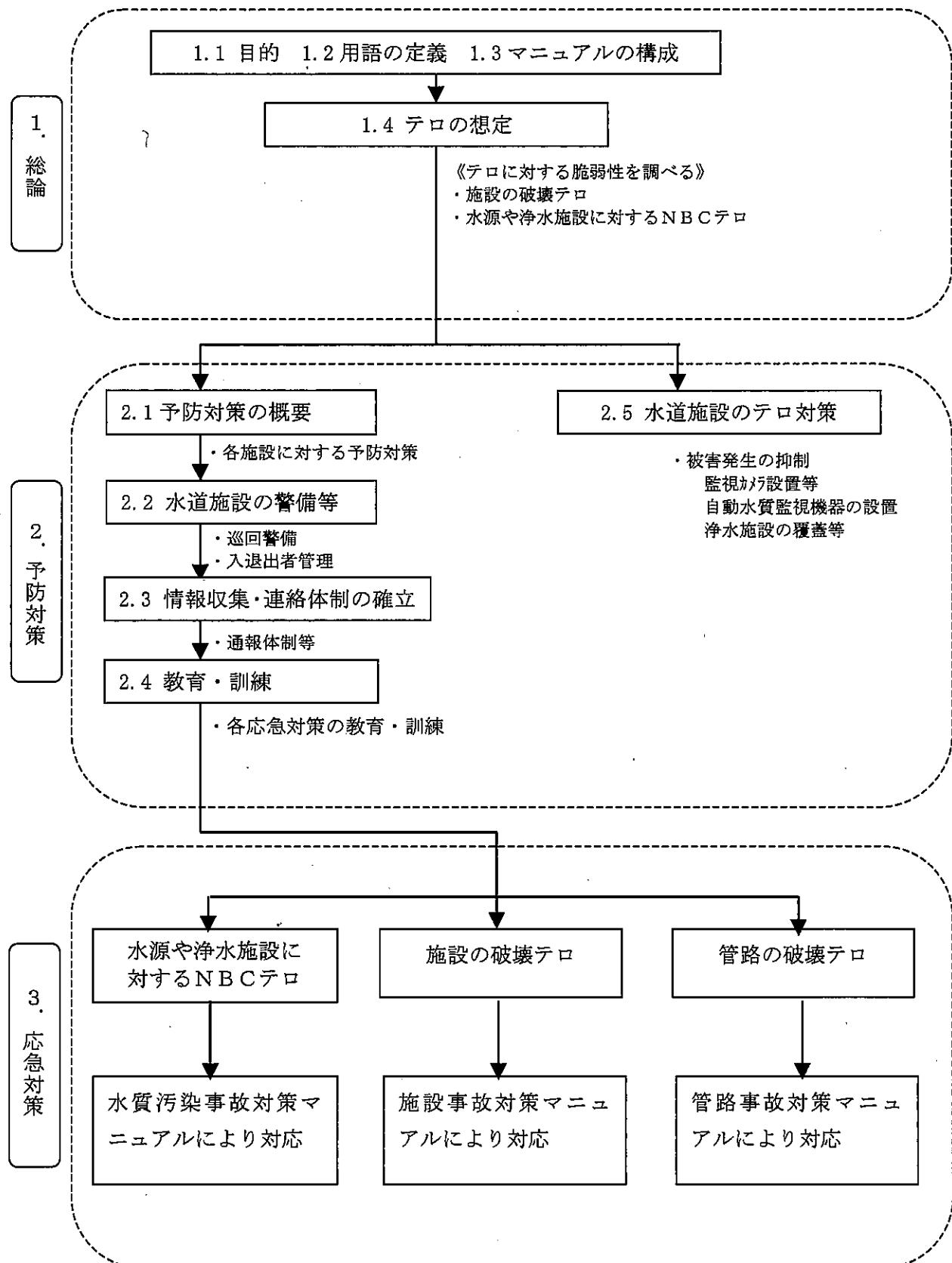


図-1 テロ対策マニュアルの構成

1.4 テロの想定

水道におけるテロには、以下に示すように施設そのものを物理的に破壊する、いわゆる破壊テロ、水源や浄水施設に毒薬物などを投入するN B Cテロ（放射性物質、生物・化学兵器テロ）、水道施設の運転・管理系に対する誤作動を起こさせたり、運転管理のための情報を遮断したりするサイバーテロの3種類が考えられる。

- ① 施設の破壊テロ
- ② 水源や浄水施設に対するN B C（放射性物質、バイオ・ケミカル）テロ
- ③ 水道施設の運転・管理系へのサイバーテロ

物理的な破壊については、水道事業以外の例として鉄道における置石や送電線の鉄塔のボルトの取り外し等がある。水道事業においては、成田国際空港の整備に対して、過激派によって昭和53年6月千葉県北総浄水場への廃油・毒物投入事件が発生している。近年では、第三者による水道施設内への浸入、毒物の投入事件が発生している。

水道の運転管理システムは、基本的に独立した通信回線を使用していることから、サイバーテロによる影響は小さいと考えられる。

したがって水道のテロ対策は、施設の破壊テロとN B Cテロが中心となる。水道施設の形態別に考えられるテロ行為を挙げると次のとおりである。

各々の水道事業体では、このようなテロが発生した場合の影響の大きさを考慮して、テロの想定を行う。

表-2 テロ行為

| 施 設 | テロ行為 |
|----------|----------------------------|
| 取水施設 | 取水施設の破壊、水源池へのN B C系毒物の投入 |
| 浄水施設 | 各施設の破壊、浄水施設へのN B C系毒物の投入 |
| 導・送・配水施設 | 管路、水管橋、ポンプ施設、接合井、サージタンク等破壊 |
| 管理事務所 | 施設破壊 |

2. 予防対策

2.1 予防対策の概要

テロによる水道施設の被害や給水への影響を軽減するためには、各水道事業体で、水道施設の予防対策を計画的に実施する必要がある。

テロに対する予防対策を表-3に示す。

表-3 テロ予防対策

| 施 設 | テロの予防対策 | | | | |
|--------------------------|----------|--------|--------------|---------|--------------|
| | 水道施設の警備等 | | 情報収集・連絡体制の確立 | 監視機器の設置 | |
| | 巡回警備 | 入退出者管理 | 通報体制等 | 監視カメラ設置 | 自動水質監視機器等の設置 |
| 取水施設 (水源域、取水口) | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 導水管路 (調圧水槽、水管橋) | ○ | | ○ | ○ | |
| 浄水施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 送・配水施設 (水管橋、配水池、ポンプ場) | ○ | | ○ | ○ | |
| 管理事務所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

2.2 水道施設の警備等

「国内でのテロ事件発生に係る対応について」(厚生労働省健康局水道課長通知平成15年12月15日) (参考資料1参照)に基づき、水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底する。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図る。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努める。

また安全な水道水を利用者に供給するためには、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努める。

なお、水道施設の警備にあたり水道職員のみでは人員の確保が困難な場合、水道OBに依頼したり、外部委託を検討する。

またテロの発生が予見される場合は、通常の施設巡回以上のレベルで警備を強化

する（テロ犯罪の牽制のため、目立つ車両や服装で行うことが効果的）。

2.3 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努め、緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立する。

また、給水停止措置や緊急対応の指揮命令系統を確立するとともに、応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確立する。

さらに、警察、消防等の関係機関と連携して、不審者の早期発見、テロの危険性および発生情報等の把握に努める。

なお、武力攻撃災害への対処の指示や総合調整などの情報連絡は、国民保護法に基づき、国の武力攻撃事態等対策本部、都道府県国民保護対策本部、市町村国民保護対策本部の間で行われるが、水道事業体は市町村国民保護対策本部を通してこれらの情報の確認や要請等を行う。

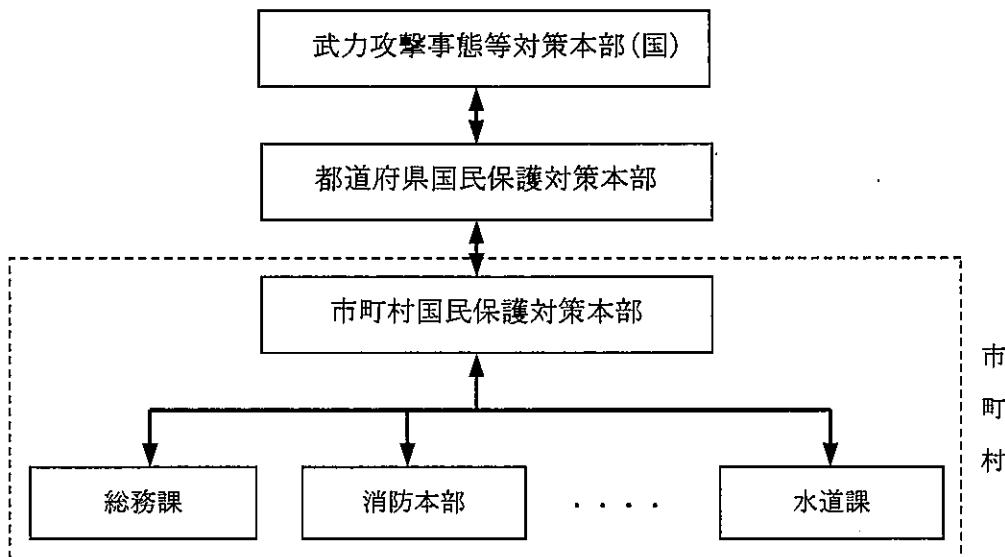


図-2 国民保護法に基づく情報連絡の流れ

また、施設近隣の住民に通報の依頼や施設に非常時連絡先を明示した看板を設置し、住民からの通報が容易なようにする。

なお、水源等への毒物投入等のテロの場合、国や都道府県の水道担当部署に対しては、「飲料水健康危機管理実施要領について」（参考資料2参照）に基づき、水質汚染の詳細な内容、措置の内容等を報告する。

2.4 水道施設のテロ対策

不審者の発見や水質異常を検知するため、以下の監視機器、毒物投入防止設備を設置する。

- ①原水・浄水・配水の自動水質監視機器の設置
- ②バイオアッセイ、ITVの設置
- ③浄水施設の覆蓋等の設置

2.5 教育・訓練

テロ発生時に迅速・的確に行動するためには、テロ対策マニュアルに基づき、教育・訓練を行い、テロに対する職員の意識と対応能力の向上を図ることが重要である。

訓練はテロによる想定被害に応じて、水質汚染事故対策マニュアル、施設事故対策マニュアル、管路事故対策マニュアル等を参考にして行う。

3. 応急対策

テロが発生した場合、応急給水、応急復旧等の応急対策を適切に行うため、テロによる被害の状況に応じて、他の危機管理対策マニュアルに基づき、以下のように対応することを基本とする。

- 水源や浄水施設に………水質汚染事故対策マニュアルにより対応
 するN B Cテロ
- 施設を破壊するテロ………施設事故対策マニュアルにより対応
- 管路を破壊するテロ………管路事故対策マニュアルにより対応